
令和 8 年 第 2 回 (定例) 高 鍋 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 8 年 6 月 16 日 (火曜日)

議事日程 (第 5 号)

令和 8 年 6 月 16 日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 議案第 26 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 議案第 27 号 高鍋町 R V パークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 29 号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 30 号 令和 8 年度高鍋町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 28 号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 31 号 令和 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 8 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 33 号 小型動力ポンプ付積載車の購入について
- 日程第 9 議案第 34 号 令和 8 年度高鍋町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議員派遣の件
- 日程第 11 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第 12 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第 13 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 26 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 議案第 27 号 高鍋町 R V パークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 29 号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 30 号 令和 8 年度高鍋町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 28 号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 31 号 令和 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 32 号 令和 8 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 33 号 小型動力ポンプ付積載車の購入について
- 日程第 9 議案第 34 号 令和 8 年度高鍋町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議員派遣の件
- 日程第 11 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第 12 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第 13 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1 番	日高	正則君	2 番	森崎	英明君
3 番	橋	重文君	5 番	春成	勇君
6 番	兒玉	秀人君	8 番	永友	良和君
10 番	森	弘道君	11 番	加藤	秀文君
12 番	樫原	富子君	13 番	松岡	信博君
14 番	緒方	直樹君	15 番	田中	義基君
16 番	古川	誠君			

欠席議員（1名）

7 番 中村 末子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 岩佐 康司君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			井戸川 隆君
財政経営課長	脇本 泰蔵君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	鳥取 和弘君
会計管理者兼会計課長			三笠 浩三君
町民生活課長	濱本 生代君	健康保険課長	稲田 竜一君
福祉課長	増田 浩史君	税務課長	杉田 将也君
上下水道課長	松浦 郁雄君	教育総務課長	日高 茂利君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 議長、14番。おはようございます。

令和8年度第2回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案の提案が出されましたことから、6月15日午前9時30分より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の追加議案が提案されます案件は、議案第33号小型動力ポンプ付積載車の購入について、議案第34号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）、以上2件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、特にありませんでした。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、追加議案を2件追加提案することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川 誠） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第26号

日程第2. 議案第27号

日程第3. 議案第29号

日程第4. 議案第30号

○議長（古川 誠） 日程第1、議案第26号損害賠償の額を定めることについて、日程第2、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正について及び日程第4、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、以上4件を議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 議長、1番、日高正則。

おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和8年第2回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正について、議案第30号高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての2件です。

審査日程は、6月11日、12日、委員7名全員出席、15日、1名欠席の3日間、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から詳細な説明を受けた後、委員から質疑を受けました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に、説明趣旨と質疑についてその特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正についてです。

町民生活課から説明を受けました。

1、改正の理由、総務省が示す印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、関係部分を改正するほか、条文中の文言整理を行うためとの説明。

質疑に入り、委員より、印鑑を必要とする書類はどのくらいあるのかとの質疑に、不動産、財産などの契約行為、車の売買、新規登録に印鑑登録証明書を求められる機会があるとの答弁。

委員より、外国人の印鑑証明書をを使う用途はとの質疑に、用途は把握していないとの答弁。

続いて、現在の外国人の印鑑登録証明書登録数はとの質疑に、13人であるとの答弁。

委員より、印鑑登録証のカードがありますがどうなのかとの質疑に、印鑑登録証であれば本人でも代理の方が取りに来られてもよいとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中の関係部分についてです。

まず、総務課です。歳出のみです。

総務費、一般管理費で、障害者雇用、産休代替及び欠員補充に係る会計年度任用職員の報酬等、内閣府派遣職員の業務に係る視察等に係る旅費、職員採用試験の方法を全国統一試験からテストセンター方式に変更するものとの説明。

民生費、社会福祉総務費で、福祉課職員の時間外勤務手当が不足するためとの説明。

農林水産業費、物価高騰対策で、農業政策課職員の時間外勤務手当を追加するものとの説明。

質疑に入り、委員より、テストセンター利用者150人の根拠はとの質疑に、新富町も以前50人前後であったがテストセンター変更後に2倍から3倍に増えたことから、高鍋町も同様に2倍から3倍増えると考え150人と想定しているとの答弁。

委員より、障害者雇用はどのくらいの障害の程度になるのかとの質疑に、障害者手帳を持っておられる方が対象との答弁。

委員より、障害者の対応はいろいろの段階があるがどのような対応をしているのか。また、どこの課に派遣しているのかとの質疑に、障害者専用のパソコンは現在ないが、個人によって、周りの音を遮断したいという人にはついたてをしたり人に合わせながらやっている。配置している課は上下水道課、建設管理課、地域政策課、社会教育課、総務課に配置しているとの答弁。

委員より、内閣府の派遣期間はとの質疑に、1年間であるとの答弁。

委員より、障害者採用試験はどのようにされているのかとの質疑に、会計年度任用職員として任用しますので、面接試験のみですとの答弁。

次に、福祉課です。歳出のみです。

第3次高鍋町地域福祉計画、地域福祉推進のための理念と仕組みを定める計画及び第2次高鍋町地域活動福祉計画、同計画を実行するための地域の活動、行動の在り方を定める計画を策定するために設置する策定委員会の委員報酬の補正との説明。

質疑に入り、委員より、第3次高鍋町地域福祉計画策定委員会の委員会構成は決まっているのかとの質疑に、前回の人選を参考にし、これから選定していく予定との答弁。

委員より、策定期間はとの質疑に、スケジュールはこれから決めていく。なお、前回は9月、12月、1月にそれぞれ1回行っているとの答弁。

委員より、委員の方から質疑や意見を事前に文章にしておいてもらう方式は取れないのかとの質疑に、会議の中で意見が出やすい環境をどのように整えていくべきか、今後積極的に検討していくとの答弁。

次に、健康保険課です。

歳入では、雑入で、子ども活動支援金として、公益財団法人ライフスポーツ財団による子どもが運動に親しむ機会の創出に対する助成との説明。

歳出では、民生費、老人福祉費で、高齢者の権利擁護に係る物品、補聴器購入費助成との説明。

民生費、介護保険事業費で、介護保険特別会計への繰出金との説明。

衛生費、地域未来交付金事業費で、高鍋ポイント事業、キッズ健幸アンバサダー事業との説明。

質疑に入り、委員より、今までのキッズ健幸アンバサダー事業の効果はとの質疑に、子どもの休日や学校での運動実施率のアンケートを行い、その後、また、一、二か月後に再度アンケートした結果、3割から5割弱に向上していたとの答弁。

委員より、補聴器購入助成を50人と設定しているが、それ以上の購入者、購入希望者がいた場合の対応はとの質疑に、補正で対応していきたいとの答弁。

委員より、アプリ構築保守委託の予算が高いのではとの質疑に、他町を参考に計上しているが、業者選定の際、委託費を抑えたいと考えているとの答弁。

次に、財政経営課です。歳入のみです。

国庫支出金、総務管理費補助金で、農畜産物物価高騰対策支援事業、プレミアム付商品券発行事業、学校給食会補助金との説明。

繰入金、財政調整基金繰入金で、予算調製に伴う繰入れとの説明。

繰入金、ふるさとづくり基金繰入金で、高鍋町観光協会運営費補助金、高齢者補聴器購入費補助金との説明。

町債、農業債で、農業用排水路整備事業債との説明。

町債、道路橋りょう債で、単独道路改良事業債、社会資本整備総合交付金事業債との説明。

町債、都市計画債で、蚊口海浜公園外灯整備事業債、社会資本整備総合交付金事業債と

の説明。

町債、住宅債で、公営住宅施設整備事業債、社会資本整備総合交付金事業債との説明。

質疑に入り、委員より、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、3項目しか当てはまらなかったのかとの質疑に、全町民に商品券配布を昨年行っている。8年度は3事業に充てていて、合計4事業になるとの答弁。

委員より、財政調整基金繰入金が多くなっているがとの質疑に、昨年度と比較すると合計額は減少しているとの答弁。

委員より、単独道路改良事業債が多く計上されているが、要求されている金額のどのくらい削減しているのかとの質疑に、200万円から300万円削減させてもらったとの答弁。

次に、地域政策課です。

歳入では、国庫支出金、総務管理費補助金で、地域未来交付金との説明。

寄附金、総務寄附金で、個人の方から高鍋駅交流拠点施設事業への寄附金との説明。

歳出では、総務費、文書広報費で、アプリ導入による情報発信の強化。

総務費、SDGs推進費で、SDGs推進に係る先進地研修旅費、SDGs未来都市計画事業の実施に要する経費、SDGs未来都市啓発に係る経費との説明。

質疑に入り、委員より、SDGsの先進地研修はどこを予定しているのかとの質疑に、内閣府の訪問も予定していることから、同じ東京都内にある自治体の中で、2024年にSDGs未来都市に選定された品川区を予定しているとの答弁。

委員より、ブルーカーボン勉強会は何回実施しているのかとの質疑に、年4回行う予定との答弁。

委員より、勉強会やワークショップの講師の選定方法はとの質疑に、委員、委託業者を選定する際には、専門性を有した方を講師とすることを条件とする予定との答弁。

これで全ての質疑を終了し、討論なし、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中の関係分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 議長、3番、橋重文。

文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和8年第2回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第26号損害賠償の額を定めることについて、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての3件です。

審査日程は、6月11日、12日及び15日の3日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第1会議室にて審査を行いました。

執行部から、議案、予算書、説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するのは、説明も質疑、答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

また、今回の審査については、宮崎キヤノン漏水箇所及び畜産クラスター事業による鶏舎建設予定地を現地視察しました。

まず、議案第26号損害賠償の額を定めることについてから報告します。

地域政策課の所管になります。

賠償の理由、当該漏水の発生箇所は、平成29年度に本町が発注した宮崎キヤノン敷地内の高鍋町工業用地造成事業に伴う配水管工事により施工された配水管分岐部であり、調査の結果、発生原因は、配水管分岐部の接続工事不良を原因とする施工上の瑕疵によるものであった。平成30年1月12日に締結した本町、宮崎県及びキヤノン株式会社との確認書に基づき、宮崎キヤノンと協議の上、町が負担すべき損害額について確定し、同社に対してその損害額を賠償するものとするとの説明。

質疑に入り、キヤノンとの契約の内容はとの質疑に、確認書の中に高鍋町が工事を行った箇所に施工上の瑕疵があるときは、高鍋町からキヤノンへの土地の引渡しの日から10年間に限り高鍋町の責任において補修を行うこととなっているとの回答。

今後の協議はとの質疑に、法律の専門業者とも連携を取りながら、施工業者と協議を進めていきたいとの回答。

設定よりも使用量が多かったり圧力が高かったりして、漏水につながったりというのはないかとの質疑に、特に問題はなかったと判断しているとの回答。

3か所漏水があって修繕工事を行っているが、この修繕工事を行った業者は当初施工した業者かとの質疑に、3か所とも当初施工した業者ではないとの回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第26号損害賠償の額を定めることについては、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について報告します。

こちら地域政策課の所管になります。

今回の改正理由は、高鍋温泉めいりんの湯が本年5月31日をもちまして閉館したことに伴い、同施設名を表記しております車中泊専用駐車場RVパークの名称を変更するもので、旧名称「RVパーク高鍋温泉めいりんの湯」から「RVパークsmart 高鍋町めいりん公園」に改めるものとの説明。

質疑に入り、RVパークを設置する際に温泉があることが条件であったと思うがとの質疑に、設置条件としては、入浴施設が車で15分圏内にあることが求められており、利用者には近隣の温泉施設を想定しているとの回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について報告します。

まず、教育総務課です。

歳入は、教育寄附金として、令和5年度から中学校2年生を対象に実施している中学生海外短期留学派遣事業に役立ててもらいたいと、宮崎市の有限会社ミップ様からの2,000万円の寄附を計上。

歳出では、学校教育の検討に係る先進地事例等の視察としての旅費、健康づくりセンタープールでの小学校水泳授業の試行に伴う経費、学校施設の点検、維持管理のための費用及び学校給食設備の維持管理費用などを計上。

質疑に入り、学校の樹木伐採手数料が計上されているが、宮崎市内の学校で樹木の伐採が計画されていたが記念樹であったことから伐採を取りやめた事例があったと思うが、今回の伐採予定の樹木はそのようなものではないかとの質疑に、そういったところは剪定を行い実施したいとの回答。

町内の小中学校の整備を進めていくに当たり、参考とするための米沢市の視察研修であるが、具体的な計画を立てる前に現地視察していく形なのかとの質疑に、米沢市では少子化に伴い市内小中学校の再編統合が進められていることから、事前に参考になることを情報収集し、教育委員会とも意見交換したいとの回答。

西中学校のバスケットボールゴールは取り外すことは考えられないのかとの質疑に、当初取り外す予定であったが、学校の要望もあって現状の形にしているが、今回の調査で問題があれば撤去ということもあり得るとの回答。

次に、地域政策課です。

文教産業建設常任委員会部分は、商工観光係関係部分です。

歳出です。商工総務費で、宮崎キャノンの敷地内で発生した漏水と同様の工法で施工された箇所の改修に係る費用を計上。また、宮崎キャノンの敷地内で発生した漏水に伴う賠

償金についても計上。

商工業振興費では、物価高騰対策としてのプレミアム付商品券発行事業補助金を計上。プレミアム付商品券は、プレミアム率30%、総販売数1万冊、1冊当たり1万3,000円。高鍋町民限定での販売。1,000円券13枚。大型店・中小店共通券8枚、中小専用券5枚での予定との説明。

観光費では、地域おこし協力隊の情報発信力強化のための研修と参加費用。有限会社大塚園から観光協会活動への寄附金を計上。

質疑に入り、今回計上している追加の改修工事に係る費用についても、今後当初の施工業者と話し合いを行うのかとの質疑に、今後協議していく予定との回答。

改修工事を行う業者の選定に当初の施工業者は入るのかとの質疑に、関係各課と協議をしていきたいとの回答。

改修を行う工事を行う際は、キャノン工場を止めなければならないのではとの質疑に、キャノン独自の工事が既に実施されているため、工場を停止する必要はないとの回答。

プレミアム付商品券の発行日、使用期限はいつまでかとの質疑に、発行は9月末、使用期間については、今年末を予定しているとの回答。

次は、建設管理課です。

歳入では、社会資本整備総合交付金として、道路橋りょう費補助金を計上。うち社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金。

通学路では、東光寺・鬼ヶ久保線、及び馬場原・中河原線が補助対象事業の50%及び55%補助を計上。

防災・安全交付金、道路構造物では、前古場・大谷線ほか3線が補助対象事業費の50%補助を計上。

道路メンテナンス事業補助、橋梁が、補助対象事業費の55%補助を計上。

住宅費補助金は、舞鶴団地E棟外壁改修工事の補助対象事業費の45%補助金を計上。

公園整備事業費補助金として、舞鶴公園の施設改修設計とトイレ工事の補助対象事業費の50%を計上。

歳出では、町単独道路改良費として、下屋敷北・宮田前線測量設計委託を計上。

工事請負費として、東町（1）線、馬場田（1）線、坂本・計塚線及び菰江・小鶴（1）線を計上。

社会資本整備総合交付金事業費の橋梁補修工事として、老瀬河原橋、二本松橋、鶴戸橋、竹鳩橋、老瀬1号橋、水谷2号橋を計上。

公園管理費として、舞鶴公園、城堀緑地公園の桜の木の樹木診断手数料及び蚊口海浜公園の街路灯LED化工事を計上。

公園建設費として、舞鶴公園トイレ改修工事を計上。

住宅管理費として、石原団地駐車場建替工事、舞鶴団地E棟外壁等改修工事を計上。

質疑に入り、舞鶴公園トイレ改修工事はどのような工事なのかとの質疑に、歴史資料館

には身障者トイレがないため、身障者トイレを造るとともに和式のトイレを洋式化にする。
また、外壁改修工事等を予定との回答。

竹鳩橋改修工事はどのようなことをするのかとの質疑に、橋脚にひびが入っているので、ひどいところをピックアップして、一番ひどいところを選定した上で、必要最低限の補修をするとの回答。

昨年の議会で、町道の道路状況をA Iで解析して改修工事の優先順位を決めていくということであったが、今回の工事はそれにより選定しているのかとの質疑に、今回の予算計上時には選定作業が済んでいないことから、次回以降になるとの回答。

次は、社会教育課です。

自治公民館の備品等の購入に対する補助として、コミュニティ助成事業補助金を計上。
今年度は2地区を申請していたが、1地区のみの採択により減額とのこと。

中央公民館ホール用空調機ロールフィルターが耐用年数を経過し、交換するための修繕料を計上。

アカウミガメの上陸産卵地における流木撤去に係る重機借上料を計上。

親子スケッチ大会と子どもフォーラムを開催するため、親子でつくるSDG s未来都市高鍋実行委員会負担金を計上。

質疑に入り、コミュニティ助成事業は1地区のみの決定となっているのはとの質疑に、自治総合センターの採択になるとの回答。

アカウミガメの上陸産卵地における流木撤去に係る重機借上料の経緯はとの質疑に、アカウミガメ保護団体から、海岸にかなりの流木が増えており、アカウミガメが産卵するのが難しい状態となっていることから、保護の観点から、補助事業を活用して実施したいとの回答。

空調機ロールフィルターの耐用年数はとの質疑に、200時間から300時間との回答。
最後に、農業政策課です。

地域の畜産を強くもうかる産業にするための国の支援制度である畜産競争力強化整備事業、畜産クラスター事業補助金を計上。

畜産農家の持続的な経営安定を図る目的で、畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金を計上。

農業水路等長寿命化・防災減災事業として、青木地区農業用排水路改修工事及び中原ため池廃止工事を計上。

めいりん公園内にある有機農業実習園の管理のための草刈り機器購入を計上。

経営の規模拡大や効率化を促進することを目的に、地域農業構造転換支援事業補助金を計上。

農業生産の効率化と持続可能性を高めることを目的に、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業補助金を計上。

農業経営体当たり一律10万円の支援を行う、農産物物価高騰対策支援事業補助金を計

上。

令和7年度の森林環境譲与税が確定したことに伴い、令和7年度事業に充当した後の残額を森林環境譲与税基金への積立てを計上。

蚊口浜環境再生・産業化基盤構築事業に必要な予算、蚊口浜環境再生調査委託を計上。

質疑に入り、農業経営体当たり一律10万円の支援を行う農産物物価高騰対策支援事業補助金の対象を該当経営体は分かるのかとの質疑に、文書を発送するとともに申請がない場合はプッシュ式でやりたいと回答。

畜産クラスター事業による鶏舎建設は周りの方の同意は取れているのかとの質疑に、同意が取れていると伺っているとの回答。

充電式スプリット草刈り機は長い時間使えるのかとの質疑に、36ボルトにしているの、エンジン式25ミリリットル草刈り機と同等の作業性能を発揮できるものとなっているとの回答。

蚊口浜環境再生調査委託先はとの質疑に、実績のあるところを検討中との回答。

以上で全ての質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第26号損害賠償の額を定めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第26号損害賠償の額を定めることについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議案第26号損害賠償の額を定めることについては、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

宮崎キヤノンの工業用地造成事業において、施工業者の工事ミスにより損害賠償額1,618万9,877円と改修工事費1,500万円の合計で、約3,200万円の支払いが生じました。

地域政策課の説明では、施工業者への損害金の請求は今後の課題であるとの回答です。

今回の事件は、施工業者の工事ミスであることから、当然、施工業者に弁済義務があります。もし、このようなことで、高鍋町に欠損や損害金が発生することになれば、町長や執行部の管理責任が問われることになります。

高鍋町が支払う賠償金や改修工事費の原資は、町民の税金であり、町民が施工業者の損害補償をする理由は何もありません。

このような事態に陥った責任を町長や執行部は自覚していただき、施工業者に厳しく請求していただきたいと思います。

町民を代表する議員として、そのように警告し、議案第26号損害賠償の額を定めることについては、賛成といたします。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番、春成勇。議案第26号損害賠償の額を定めることについて、賛成の立場で討論いたしますが、今回のキヤノンの漏水事故について、私の見解を述べさせていただきます。

1、町、キヤノン、コンサルタント、業者等での工事の打合せがしっかりできていなかったのではないかと。

2、分岐の施工ミスであるが、突貫工事の場合には、水圧の強い分岐の材料を選定すべきではなかったのか。

3、地中に土圧があり、分岐のミスがあっても、そう簡単に漏水しない。8年間も漏水がなかった。私の見解では、分岐材料は水圧が7.5キロ以上になっていると聞いていた。7.5キロ以上に何らかの高い圧力がかかったのではないかと思います。

4、工事をすればミスが発生することもある。しっかりとした工事保険が必要であると思います。

5、補正で、工事設計委託と工事管理委託が組まれているので、しっかりと協議をしていただきたい。

この5項目について、しっかり吟味していただきたいと思います。

最後に、キヤノンに損害を与えたことは事実ですので、よって、議案第26号損害賠償

の額を定めることについて、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号損害賠償の額を定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号高鍋町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の中で、まず農業関係におきましては、地域農業構造転換支援事業補助金につきましても、もう既に4人の農家の方々の利用が決まっており、有効に使われているように、農業者にとって大変ありがたい支援事業だと思っております。

加えまして、農産物物価高騰対策支援事業補助金、これ一律10万円ということで、条件はあるものの、農家の皆さんに代わって深く感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、地域政策課から提案されましたが、キャノンの配水管の改修工事費用につきましては、先ほど松岡議員あるいは春成議員も賛成討論されたように、この賠償金同様、今後最初に施工した業者とのしっかりした協議を十分に行っていただきたい。この件につきましては、担当課だけでなく、町長、副町長にも強くお願い申し上げます。

なお、協議の進捗状況及び結果につきましては、その都度、議会に報告することを要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番、春成勇。議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を賛成の立場で討論いたします。

理由として、健康保険課の高齢者補聴器購入費助成補助事業について、私が一般質問をしましたが、快く助成していただきました。難聴の方は大変喜ぶと思います。よって、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第31号

日程第7. 議案第32号

○議長（古川 誠） 日程第5、議案第28号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第6、議案第31号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び日程第7、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件を議題といたします。

本3件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（田中 義基君） 議長、15番。特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長報告。

令和8年第2回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました案件は、議案第28号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第31号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）の計3件です。

審査日程は、6月10日と11日の2日間、議長を除く委員13名出席、説明のための担当職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から、議案、予算書、説明資料等を基に説明を受け、委員から質疑を受けました。

それでは、その説明趣旨と質疑についての審査の経過及び結果の報告を特筆すべき要件についてのみ、報告をさせていただきます。

まず、議案第28号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、税務課からです。

今回の改正は、子ども・子育て支援納付金の課税額について、暫定的に設定していたものを被保険者の所得確定等に伴って、税率等の改正を行うものとのこと。

国保税は、運営主体である県への納付金を確保するため段階的引上げを行う予定だが、基金の残高や物価高の影響等を勘案し、基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については税率を据え置きしているとの説明でした。

質疑に入り、子ども・子育て支援納付金、賦課しなければならないのはよく分かるが、加入者がだんだん少なくなっている中で、いろんな割合の賦課金が増えてきて、被保険者の方には相当の負担となってきたことをどう考えるかとの質疑に、国保被保険者はどちらかというところ所得が低い方が多数を占めており、被保険者も年々減少傾向にあり、やはり各世帯の負担についてはどうしても今後重くなってくると思われる。県内統一化の問題もあり、健康保険課と協議しながら、基金の状況等を加味し、被保険者に極力負担がかからないように努力していきたいと考えているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

健康保険課から、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、課税所得等の確定に伴い本年度の税収見込額が算出されたことから、国民健康保険税、国民健康保険基金繰入金及び繰越金間で財源更正をするもの。また、今後、保険税においても、令和15年度までに県内で統一することとされており、現在、県と市町村間で協議が進められているとのこと。

今後の医療費の伸びや人口減少による被保険者数の減少も踏まえ、県が算出している将来の試算では、本町においても税率の引上げが必須であるという現状にあるとの説明でした。

質疑に入り、基金がどんな疾病等対策に今後必要になるか分からないという状況の中で、なかなか判断が難しいだろうが、保険税の県内統一までの期間、年間に投入できる基金の額について、どのように方針として考えているのかとの質疑に、統一されたときには、今ある基金を減税に充当することはできないと聞いているので、統一までの間にできる限り基金を活用しながら税率を据え置いて運用していきたいと考えている。ただ、上がる時にはかなりの上昇になると判断しているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ賛成討論があり、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号令和8年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。同じく健康保険課から。

今回の補正は、一般管理費の介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を増額するもので、介護保険事業費補助金と一般会計繰越金にて、歳出のその改修委託料を国と町で折半するものとの説明でした。

質疑に入り、必ずシステム改修費があるが、その改修をする際、1か所の改修単価の設定がされているのかとの質疑に、改修の内容によってそれぞれ違ってくるので、その設定はないとのこと。

システム改修費について、国、町で折半とのことだが、制度の変更に伴う改修なのだから、国100%で賄うべきだと思う。国に対して、我々議会はもちろん、担当課、町からもしっかり伝えるべきだとの意見も出されました。

質疑を終え、討論を求めたところ討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果の委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 誠） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第28号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２８号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２８号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３１号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第３１号高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号令和８年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３２号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第３２号令和８年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時５分より再開いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

.....

日程第８．議案第３３号

○議長（古川 誠） 日程第8、議案第33号小型動力ポンプ付積載車の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第33号小型動力ポンプ付積載車の購入について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、小型動力ポンプ付積載車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回購入します小型動力ポンプ付積載車は、購入価格1,122万円、契約の相手方は、宮崎市丸島町4番17号中村消防防災株式会社、代表取締役中村隆美でございます。

参考までに、指名した4者を申し上げますと、中村消防防災株式会社、株式会社武田ポンプ店、有限会社伊地知商会、宮崎ラビットポンプ有限公司でございます。

次に、自動車の仕様についてでございますが、排気量2000cc級以上の4ドア、ダブルキャブ仕様、ディーゼルエンジン、オートマチックトランスミッション、4輪駆動となっており、その他必要な艗装を施すこととなっております。

なお、この自動車は高鍋町消防団第11部の現行車両と入れ替えるものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。2点ほどお伺いさせていただきます。

新たに購入されるということ、それは全然問題ないと思っていますけども、その新旧の性能の違いであつたりとか、出力の違いであつたり、そういうのがあるのかどうか、まず確認させてください。

それと旧車の取り扱いというのは、廃車になるのか、それとも何か別の使い方があるのか、その2点だけお願いいたします。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（鳥取 和弘君） 危機管理課長。車両につきましては、老朽化したものを乗り換える、取り換えるものでございます。特段性能に差はないものと考えております。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。旧車の取り扱いにつきましては、原則、公売にかけることになると思われます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。確認ですけど、この購入価格につきましては、国の消防車

について補助金があると思うんですが、消防車の大きさによって補助率も違うと思うんですが、大体今回の購入価格の補助率はどれくらいあるのか、分かれば教えてください。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。今回の購入につきましては、町単独事業となっておりまして、交付税措置のある起債を活用する予定となっております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号小型動力ポンプ付積載車の購入については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第34号

○議長（古川 誠） 日程第9、議案第34号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第34号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に変更はなく、東西小学校校舎のLED照明設備リースの債務負担行為を追加するものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。詳細説明を申し上げます。

本件は、令和8年度当初予算として、既に議決をいただいております小学校LED照明設備リースに係る予算につきまして、リース期間を令和15年度までとする複数年の契約として締結するために債務負担行為を設定するものでございます。

事業の内容は、令和5年度から実施をしております町内小中学校4校の体育館のLED照明設備リースと同様でございまして、リース期間については、令和9年1月から令和

15年12月までを予定し、リース期間満了後にLED照明設備は町へ無償で譲渡される
ものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに
賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号令和8年度高鍋町
一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第10. 議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しま
した議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣
のとおり決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第11. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第11、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
を議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特
別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第 1 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第 1 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第 1 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動及び陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和 8 年第 2 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員